

## V 伐採と造林の連携等に関するガイドライン

森林資源の循環利用の推進に向けては、自然や社会環境、地域住民に配慮した素材生産活動等が大前提となります。

伐採・造林事業者は、法令の遵守とともに適切な伐採、造林及びそれらの連携を行うための行動規範として、このガイドラインを活用してください。

また、伐採事業者は、付録の「主伐時における伐採・搬出指針」（令和3年3月16日 林整第1157号 林野庁長官通知）を伐採・搬出に当たって考慮すべき最低限の事項として活用してください。

### 1 伐採前の留意事項

#### （１）森林の土地や立木の権利の確認

伐採事業者は、森林所有者との立木売買契約や主伐作業請負契約などを締結する際には、森林の土地、立木の権利者や権利の区域の範囲についてあらかじめ確認します。

#### （２）法令の遵守

##### ① 森林経営計画・伐採及び伐採後の造林の届出の確認

伐採事業者は、伐採しようとする森林における**森林経営計画**<sup>※1</sup>の**認定の有無**について確認するとともに、次のア～ウについて、伐採事業者、森林経営計画作成者、森林所有者のいずれかが必要な手続きを取るよう調整します。

また、森林経営計画対象森林では、伐採等の内容が**認定基準に適合するか確認**が必要です。

#### ア 伐採事業者自らが森林経営計画を作成している場合

- ・ 計画内容を確認し、必要に応じて主伐及び造林の計画変更手続きを行います。
- ・ 森林法第15条の規定に基づき「**森林経営計画に係る伐採等の届出書**<sup>※1</sup>（伐採等が終了した日から30日以内）」を提出します。

#### イ 森林所有者又は森林所有者から委託を受けた者が森林経営計画を作成している場合

- ・ 森林所有者や森林所有者から委託を受けた者と伐採について協議します。（計画内容（間伐等の計画）を確認）
- ・ 伐採について関係者の合意が得られたら、必要に応じて森林経営計画作成者が主伐及び造林の計画変更の手続きを行います。

- ・森林法第 15 条の規定に基づき「森林経営計画に係る伐採等の届出書」※<sup>1</sup>（伐採等が終了した日から 30 日以内）」を森林経営計画作成者が提出します。

#### ウ 森林経営計画が作成されていない場合（保安林以外）

- ・森林所有者等と造林計画の内容について確認するとともに、森林法第 10 条の 8 の規定に基づき「伐採及び伐採後の造林の届出書」、「伐採計画書」、「造林計画書」※<sup>1</sup>（伐採を始める 90 日前から 30 日前まで）及び「伐採後の造林に係る森林の状況報告書」、「伐採後の造林に係る森林の状況報告書」※<sup>1</sup>（伐採、造林それぞれが終了した日から 30 日以内）」を伐採事業者又は森林所有者が提出します。
- ・市町村森林整備計画に定める標準的な方法に適合した伐採及び造林の計画となるよう努めます。

届出書の提出者 例

- ・造林の権原※<sup>2</sup>を有する森林所有者等が伐採する場合  
→造林の権原を有する森林所有者等
- ・立木を買い受けた事業者（又は伐採を請け負った事業者）が伐採する場合  
→造林の権原を有する森林所有者等と事業者の連名

※ 1 「森林経営計画」、「森林経営計画に係る伐採等の届出書」、「伐採及び伐採後の造林の届出書」、「伐採計画書」、「造林計画書」、「伐採後の造林に係る森林の状況報告書」、「伐採後の造林に係る森林の状況報告書」については、市町林務担当窓口にお問い合わせください。

※ 2 権原：民法上、ある行為が正当なものとされる法律上の原因。

### ② 保安林等の法令の制限

- ・伐採事業者は、保安林等法令による伐採の規制があるかどうか確認します。

制限を受ける森林の一例

- ・保安林（森林法）
- ・自然公園（特別地域）（自然公園法）
- ・鳥獣保護区特別保護地区（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律）
- ・砂防指定地（砂防法）
- ・急傾斜地崩壊危険区域（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律）

※上記のほか、文化財保護法、河川法、都市計画法等による規制もあります。

※各法令を所管する窓口にお問い合わせください。

- ・その他規制がある場合は、伐採事業者は規制内容を確認するとともに必要な許可等を得ます。

### ③ 森林の土地の購入の際の届出

- ・伐採事業者は、立木とあわせて森林の土地を購入した場合は、必要な手続きを行います。（市町担当窓口）  
「国土利用計画法に基づく届出」

### 「森林法に基づく森林の土地の所有者届出」

- ・計画的な森林施業の実施を図る観点から、購入した森林については森林経営計画の作成について検討します。

#### (3) 補助事業の履歴の確認

- ・造林補助事業等の実施後一定期間（※）は皆伐や転用制限があるため、伐採事業者は、伐採しようとする森林の補助事業の履歴を確認します。
- ・造林補助事業等の履歴は、やまぐち森林情報公開システム（山口県森林企画課 HP：[http://forestgis.pref.yamaguchi.lg.jp/shinrintop/index\\_public.html](http://forestgis.pref.yamaguchi.lg.jp/shinrintop/index_public.html)）で閲覧可能です。また、森林所有者又は最寄の森林組合等にも確認してください。



（※一定期間の例）

造林補助事業：事業完了年度の翌年度から起算して5年以内

県民税事業（森林機能回復事業（旧公益森林整備事業も含む））

：協定期間（20年）以内 等

## 2 伐採に係る留意事項

#### (1) 伐採区域

- ・伐採事業者は、林地の保全、落石、風害等の防止等のため、溪流周辺や尾根筋について保護樹帯を設置することや、野生生物の営巣に重要な空洞木の保護を図ること等、伐採の適否を慎重に検討します。
- ・森林の多面的機能の維持・発揮の観点から、伐採跡地が連続しないよう、伐採跡地間の距離は、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保します。

#### (2) 誤伐の防止

- ・伐採事業者は、立木の伐採を行う際には、対象となる立木の生育する土地の境界を超えて伐採する誤伐を行わないように、あらかじめ伐採する区域の明確化をして誤伐を防ぎます。

#### (3) 作業実行上の配慮

- ・伐採事業者は、一時的に使用する集材路、土場では、土砂流出防止の対策を講じるとともに、その後の植生回復に支障をきたさないよう配慮します。

- ・民家、一般道等への伐採木、転石等の落下防止や、早朝等における騒音等に注意を払います。
- ・現場に立て看板を設置する等により、現場内の安全確保、事故防止に努めます。
- ・地域住民の通行する道路では、作業が通行の妨げにならないよう十分に注意を払うとともに、運搬のための道路の使用について必要な許可、地域の理解を得ます。
- ・後になってトラブル等にならないよう、地元住民に事前に説明するなど、地域や周辺環境等に十分に配慮します。

### 3 造林に係る留意事項

#### (1) 更新方法

- ・造林(伐採)事業者は、林道や作業道等が整備された木材生産に適する森林など持続的に林業を行うことが可能と考えられる森林においては、積極的に植栽による更新(再造林)を検討・提案します。
- ・森林所有者は、天然更新において、天然更新すべき立木の本数に満たない場合には、天然更新補助作業又は植栽により確実に更新を図ります。
- ・森林所有者は、シカの生息地においては、植栽時に防護柵の設置等による鳥獣害防止について検討するとともに、適切な保育作業により森林の健全な育成を図ります。

#### (2) 再造林に関する森林所有者への説明

- ・伐採事業者は、必要に応じて造林事業者と連携して、森林所有者に対して伐採から再造林までに係る収支や再造林の必要性などを分かりやすく説明するなどし、再造林に向けた森林所有者の意識向上に努めます。
- ・一貫作業や低密度植栽等といった取組を行う場合は、低コスト化のメリットを積極的にPRします。

#### (3) 伐採と造林の一貫作業の推進

- ・伐採(造林)事業者は、再造林費用に関する森林所有者の負担軽減を図るため、伐採と造林の一貫作業による作業効率の向上に努めるものとし、森林所有者からの要請に応じて、一つの事業者が伐採から造林までを一貫して引き受けるか、又は、伐採前に伐採事業者と造林事業者との連携体制を築いておくようにします。

- ・伐採事業者と造林事業者が連携して作業を行う場合、植付作業と伐採作業は隣接しない等、安全管理について現場で十分に打合せます。

#### (4) 苗木の確保

- ・計画的な再生造林の推進のため、伐採を行う時点で伐採事業者と造林事業者が情報共有を図り、計画的な苗木の調達に努めます。

## 4 路網整備・土場整備の留意事項

### (1) 使用目的・期間に応じた開設

- ・伐採、搬出で一時的に使用する集材路の場合は、埋め戻し等の方法により原状回復が早く進むよう配慮します。
- ・主伐後の再生造林等に継続的に用いられる道については、集材路ではなく森林作業道として作設するものとします。
- ・集材路または森林作業道や土場の開設を行う者は、開設に当たっては、森林所有者等との話し合いにより使用目的、期間を明確にし、適切な施工をします。

### (2) 整備に当たっての留意事項

- ・集材路または森林作業道や土場は、伐木造材や集材等に使用する機械の種類等に適合し、作業の効率性が最大になるように配置します。
- ・現地踏査や資料等により、地形、地質、気象条件、水系や地下構造等を確認するとともに、道路等の公共施設や人家、田畑、取水施設などの有無、野生生物の生息、生育の状況等も配慮します。
- ・集材路及び土場の計画及び施工に当たっては、付録の「主伐時における伐採・搬出指針」を遵守します。
- ・森林作業道の開設に当たっては、「山口県森林作業道作設指針」及び「山口県森林作業道開設基準」に基づく路線計画、施工、周辺環境への配慮、管理を行います。また、補助事業を活用しない場合についても、上記指針等を参考にして路線計画等を立てます。

※「山口県森林作業道作設指針」及び「山口県森林作業道開設基準」は、山口県森林整備課 HP (<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/107/23343.html>) に掲載しています。



## 5 事業実施後の留意事項

### (1) 枝条及び残材・廃棄物の処理

- ・伐採事業者は、枝条及び残材については、木質バイオマスへの有効利用に努めます。
- ・伐採事業者は、枝条及び残材を伐採現場に残す場合には、以下の点に留意するものとします。
  - ア 伐採後の植栽作業を想定して、伐採作業時から伐採後の地拵え等の作業が効率的に行えるよう枝条等を整理するとともに、造林事業者が決まっている場合は、造林事業者と現場の後処理等の調整を図ります。
  - イ 林地で雨水を堰き止め、崩壊を誘発すること等がないよう片付け方に十分注意するとともに、発生量を見積もって存置箇所の準備や処理方法等を想定しておき、巨大な枝条残材の山積みは避けます。
- ・廃棄する資材、廃油等は全て持ち帰り、適切に処分します。

### (2) 路網・土場

- ・伐採、搬出のために一時的に使用した集材路、土場は、森林所有者等との取り決めに基づき、必要に応じて埋め戻すなどし、植生の回復を促します。
- ・伐採後も造林、保育で継続して使用する森林作業道、土場については、管理者が作業により荒れた箇所の補修を行うとともに、長期間壊れにくい施設となるよう必要な排水処理等を行います。
- ・森林作業道については、林業者以外の進入防止のため、管理者はゲートの設置や施錠等により適正に管理します。
- ・伐採事業者が運搬に使用した道路等については、管理者との取り決めに応じて、必要な補修等を行います。

## 6 健全な事業活動

### (1) 労働安全衛生

- ・伐採事業者及び造林事業者は、労働安全衛生法を始めとする関係法令を遵守し、労働災害の防止、労働環境の改善に取り組みます。
- ・かかり木処理やチェーンソーによる伐木作業等に関する厚生労働省のガイドラインや、林業・木材製造業労働災害防止協会の林業・木材製造業労働災害防止規程等を備え、具体的な事項についてはこれ

らを参照します。

- ・現場には、作業主任者、特別教育修了者等の必要な有資格者を配置するとともに、緊急連絡体制等を整備します。
- ・林業機械の新たな導入、作業方法や作業手順の変更等を行う場合にはリスクアセスメントを実施し、危険予知ミーティングの実施等も含めて、危険要因の排除に努めます。
- ・中高年者の労働安全には特に注意を払い、健康診断を定期的を実施するとともに、熱中症の予防、振動障害の予防に取り組むなど、従業員の健康維持に努めます。
- ・死亡災害が多発しているかかり木処理作業など伐木造材作業や、車両系林業機械の運転作業について、安全教育等を通じて安全作業を徹底します。

## **(2) 雇用改善・事業の合理化**

- ・伐採事業者及び造林事業者は、労働基準法を始めとする関係法令を遵守するほか、雇用通知書等による雇用管理関係の明確化、従業員の常用化等の雇用の安定化、社会保険、労働保険の加入など、労働条件の改善に努めます。
- ・従業員の日常の業務を通じた技術の習得のほか、技術向上に係る研修への計画的な派遣に努めます。
- ・効率的な森林施業の実施に向けた集約化の働きかけや、高性能林業機械を活用した作業システムによる効率的な施業を実施できる人材の育成を促進し、生産性の向上を図りながら、事業量の安定的確保を図ります。

## **(3) 作業請け負わせ**

- ・伐採事業者は、伐採搬出作業を他の事業体に請け負わせる場合は、条件の明確な契約を文書で交わします。
- ・伐採事業者又は造林事業者は、請負作業については、森林所有者から同意を得た伐採及び更新の内容を遵守することを契約の条件とし、契約金額はそれに見合ったものとします。
- ・請け負わせ先の事業体が計画段階から関与しておくことが望ましいです。
- ・計画変更などが、請け負わせ先、自社、森林所有者の三者間で円滑に進むように配慮します。

#### (4) 事業改善

- ・伐採事業者は、事業実施について、作業日報等による工程管理を行い、伐倒、集材、造材、運材と、集材等と併せて行う機械地拵えの作業について、実行データを分析してボトルネック（生産性を妨げる工程）があれば対処すること等を通じて、事業活動の改善に取り組めます。